

要 請 書

平成 2 4 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

目 次

<地方行財政関係>

- 1 交付税の算定方法の改善について…………… 1
- 2 地方債の充実及び改善等について…………… 3
- 3 施設解体費用に対する財政支援制度の創設について…………… 5

<医療・福祉・教育関係>

- 4 地域医療の確保について…………… 7
- 5 医療保険制度の抜本改革について…………… 9
- 6 国民健康保険制度の円滑な運営について…………… 11
- 7 介護保険制度の円滑な運営について…………… 13
- 8 法定受託事務に係る超過負担について…………… 15
- 9 総合的な子育て支援策について…………… 17
- 10 児童手当について…………… 19
- 11 父子家庭に対する福祉行政の充実について…………… 21
- 12 公費負担による子ども・子育て、健康施策支援の恒久化について…………… 23
- 13 子宮頸がん予防ワクチン等の定期予防接種化などについて…………… 25
- 14 発達障害の早期発見・早期療育体制の充実について…………… 27
- 15 障害者総合支援制度等の円滑な実施について…………… 29
- 16 就園奨励費の補助実績の引き上げについて…………… 31
- 17 国立大学法人運営費交付金の確保について…………… 33
- 18 公立学校施設の整備促進について…………… 35
- 19 スポーツの振興について…………… 37

<経済・労働関係>

- 20 北海道観光の振興について…………… 39
- 21 雇用対策について…………… 41
- 22 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充について…………… 43
- 23 中小企業の人材育成について…………… 45
- 24 中小企業者に対する金融支援措置の継続について…………… 47
- 25 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業の推進について…………… 49

<農林水産関係>

- 26 農業の振興について…………… 51
- 27 環太平洋連携協定（TPP）について…………… 53
- 28 戸別所得補償制度の推進について…………… 55
- 29 林業の振興について…………… 57
- 30 水資源の保全について…………… 59
- 31 水産業の振興について…………… 61
- 32 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について…………… 63
- 33 エゾシカによる被害対策について…………… 65

目 次

<社会基盤整備関係>

34 北海道の開発行政のあり方について……………	67
35 北海道新幹線の建設促進について……………	69
36 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について……………	71
37 治水事業等の整備促進について……………	73
38 港湾施設の整備促進等について……………	75
39 空港の整備促進と運営について……………	77
40 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について……………	79

<防災・原子力発電所対策関係>

41 東日本大震災支援自治体に対する財政措置について……………	81
42 防災対策の強化について……………	83
43 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について……………	85

<北方領土・自衛隊・その他>

44 北方領土の早期返還について……………	89
45 北海道の自衛隊の体制堅持・拡充について……………	91
46 新たな情報通信技術戦略の推進について……………	93
47 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について……………	95
48 消防救急無線のデジタル化について……………	97
49 循環型社会構築の推進について……………	99
50 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について……………	101
51 管理放棄された住宅等への対策について……………	103
52 環境モデル都市の拡充について……………	105
53 地方消費者行政の推進について……………	107

1 交付税の算定方法の改善について

地方交付税は、地方自治体の固有・共有の財源であり、標準的な行政サービスを住民に提供できるよう、その財源を保障するものであることから、その算定にあたっては地域の特性や実態を十分に反映するとともに、収入の大宗を占める税目については算定額と実際の税収との乖離が生じないようにする必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道は積雪寒冷地であることから、そのための財政需要を十分に把握し、適切な行政経費の充実を図ること。
- 2 市町村民税所得割の交付税上の算定額と実際の税収との乖離を解消するため、算定方法を見直すとともに、乖離が生じた場合には、適切に補てんし、地方が安定した財政運営を行える交付税制度にすること。

2 地方債の充実及び改善等について

北海道内各都市自治体の財政状況は、景気の低迷により地方税が大幅な減収となっており、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような状況のなかで、多くの都市自治体では、特に老朽化した大型公共施設の大規模修繕工事や供用廃止となった公共施設の解体に対し、財源的に対応することができない状況にあります。

つきましては、地方財政の健全性と安定的運営を確保するため、過疎対策事業債をはじめ、地方債に係る次の事項について、強く要請いたします。

記

- 1 地方債については、平成25年度以降も引き続き、生活関連社会資本等の整備を推進するため、地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、過疎地域を多くかかえる北海道においては、市町村の財政運営に大きな影響を及ぼす過疎対策事業債について、その総額を確保すること。

- 2 老朽化した大型公共施設について、耐用年数の延長等で多額の費用を要する大規模修繕工事を起債の対象とすること。

- 3 人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった老朽公共施設の解体にあたっては、環境の悪化、倒壊の危険性・防犯上の観点から地域住民生活への影響を考慮し、過疎対策事業債に準じた柔軟な取り扱いができるよう、起債措置の拡充を図ること。

- 4 第三セクター等改革推進債については、短期的に財政運営を圧迫しないよう、長期の償還計画が可能な枠組みとするとともに、国の財政支援措置の拡充を図ること。

3 施設解体費用に対する財政支援制度の創設について

新たな施設整備を伴わない産業廃棄物処理施設の解体については、循環型社会形成推進交付金制度の対象となっておらず、また、し尿処理施設等の他の施設においても、国の財政措置がなく、解体費用は市町村の負担となっております。

解体には、一時的に多額の費用が必要となるため、厳しい財政状況の中で予算の確保ができずに閉鎖されたまま放置される施設も多くあり、周辺環境への影響などが懸念されております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 廃棄物処理施設、し尿処理施設等の閉鎖に伴う施設の解体においては、一時的に多額の費用が必要であるほか、防災・防犯上、さらに景観・環境保護の観点からも、このような施設の解体については、市町村の財政負担が軽減されるよう、補助制度の創設や起債措置の拡充等の適切な財政措置を講じること。

4 地域医療の確保について

都市自治体においては、官民をあげて地域医療の確保に努めてきたところではありますが、卒後臨床研修制度の影響や開業医志向の高まりなどにより、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が継続している状況にあります。

特に自治体病院等では、医師確保が極めて困難な状況にあり、診療科の休止・診療日数削減や入院患者の受け入れ停止、分娩中止など、医療サービスの提供が危機的な状況になっております。

国においては、これまでの緊急医師確保対策をはじめ、医師不足の解消や地域医療の再生に向けて取り組んでいるところですが、これらの問題解消には時間を要することもあり、依然として大きな課題となっております。

都市自治体として引き続き自ら地域医療の確保に努めるところではありますが、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 産科医・小児科医等をはじめとする医師、看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、国の主要施策である「地域医療の再生」等を実効あるものとし、地域が必要とする医師等の養成に向けた取り組みを着実に推進すること。

また、臨床研修医制度の導入による影響をふまえた医師不足地域での一定期間の勤務の義務付けなど、地域医療の確保につながるよう早急に改善を図ること。

2 自治体病院をはじめ公的病院については、地域の実情に応じた医療ができるよう、十分な財政措置を講じること。

5 医療保険制度の抜本改革について

我が国における医療保険制度は、高齢社会の急速な進展等により、老人医療費が増大する一方で、低経済成長への移行等によって、保険料収入は伸び悩み、その収支に不均衡をきたすなど、各医療保険制度とりわけ国民健康保険は厳しい財政状況に置かれております。

国においては、現行の後期高齢者医療制度から、これに代わる新たな高齢者医療制度へ移行することとしており、75歳以上の方も現役世代と同様に国民健康保険か被用者保険に加入することや、長年の課題であった国民健康保険の都道府県単位化を実現することを改革の基本的な方向としておりますが、今後、状況等を踏まえ、必要に応じて「社会保障制度改革国民会議」において検討し結論を得ることとされております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 高齢者医療制度の見直しにあたっては、被保険者をはじめ現場に大きな混乱が生じることがないように、市町村の意見を十分聞くとともに、医療保険制度の一本化に向け、国民健康保険における都道府県単位の広域化を着実に推進すること。

また、その実施にあたっては、被保険者への周知徹底や自治体への速やかな情報提供を図るなど、十分な準備期間を設けるとともに、システム改修経費等については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

- 2 高齢者医療制度が見直されるまでの間、次の措置を講じること。
- (1) 国民健康保険については、国保と被用者保険との制度間における財政格差を「年齢構成」及び「所得状況」を要因として調整する仕組みを導入すること。
 - (2) 後期高齢者医療の保険料軽減などについては、引き続き地方に負担を転嫁することなく、国が責任をもって対応すること。
 - (3) 後期高齢者に対する保健(健診等)事業については、財政支援の充実に努めること。
 - (4) 被用者保険の被保険者及び被扶養者が漏れなく、後期高齢者医療制度へ円滑に移行できるよう、広域連合と被用者保険者との連携強化について、必要な措置を講じること。

6 国民健康保険制度の円滑な運営について

国民健康保険は、我が国の国民皆保険体制の中核を担うとともに、地域医療に大きな役割を果たしております。

しかしながら、高齢化に伴う医療費の増加や世帯当たりの所得減少、低所得者層の増加など、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況に置かれております。

また、医療に対する住民の意識の差によって、大きく影響を受ける特定健診などの実施状況や、ほぼ全国的に定着をしている市町村単独助成事業の実施状況によって、財政支援に差をつける現行制度は、国民健康保険の安定的な運営にとって支障となっております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国民健康保険財政の基盤安定のため、国庫負担をさらに拡充・強化すること。また、低所得者層に対しては、負担軽減策を拡充すること。
- 2 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- 3 乳幼児等に係る医療費助成の市町村単独事業に対しては、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止すること。

7 介護保険制度の円滑な運営について

介護保険制度は、超高齢社会へ向かう我が国において、社会全体による支援体制を確立するため導入されたものであります。

現在、各保険者は介護給付費等の増大により、厳しい財政運営を強いられている状況にあり、制度の持続的かつ安定的な運営の視点に立った対策が急務となっており、実効ある社会保障制度として定着させるためには、国と地方自治体が十分に協議・調整のうえ、適時適切な措置を講じていくことが必要不可欠であります。

また、介護報酬については、事業者の事業運営に与える影響が大きいことから、その実態を踏まえながら適切に決定することが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、調整交付金は別枠とすること。
- 2 国が実施している低所得者対策は、利用料の軽減策が十分ではないことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう見直しを行うこと。
- 3 介護療養病床削減計画の凍結にあたっては、市町村の意見を十分に聞くとともに介護保険料及び地方自治体の財政負担が増大しないよう必要な財政措置を講じること。

- 4 従来からの特別養護老人ホームの多床室については、介護報酬が減額されることとなったが、入所者へのサービス低下を招くなど、施設の運営に困難をきたすことから、報酬単価については施設の実態を的確に反映し決定すること。

- 5 介護報酬改定において介護職員処遇改善加算が新設されたが、それが法人・事業所の運営や介護職員の処遇改善に与える影響などについて、引き続きその実態を十分に検証すること。

8 法定受託事務に係る超過負担について

法定受託事務は、国が責任を負っている事務であり、これに要する経費については、国において確実に財源保証すべきものであります。

しかしながら、この事務のなかには、経常的に超過負担が発生しているものがあり、市町村財政を圧迫している現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国民年金事務費交付金については、市町村の超過負担が生じることがないように適正に交付すること。

9 総合的な子育て支援策について

我が国においては、少子化対策が重要な課題となっており、子ども・子育てを支える総合的な仕組みづくりが求められております。

その総合的な子育て支援策として、子ども・子育て関連3法が成立したところですが、今後、具体的な制度運営にあたっては、市町村の意見を適切に反映させることが不可欠であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 総合的な子育て支援策については、国と地方が協働して構築する必要があることから、「子ども・子育て支援新制度」の詳細の検討にあたっては、国と地方の協議の場などを通じて、実施主体である市町村の意見を十分反映すること。

10 児童手当について

平成24年度から児童手当法の一部が改正され、その名称が子ども手当から児童手当へ変更になるとともに、平成24年6月分から所得制限が適用され、地方の事務処理が煩雑となることから、制度内容の十分な周知が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 新たな児童手当制度については、制度変更や申請手続きなどの周知の徹底を図るとともに、事務を担う地方自治体への正確で速やかな情報提供を行い、事務処理に混乱が生じないように十分に配慮すること。

11 父子家庭に対する福祉行政の充実について

父子家庭については、雇用環境の変化などから、母子家庭と同様に育児・教育・家事等の面で大きな悩みを抱えているケースが多くあるにもかかわらず、母子及び寡婦福祉資金や母子家庭自立支援給付金事業等の対象となっておりません。

児童扶養手当については、平成22年8月より父子家庭も支給対象となりましたが、これを契機にさらに格差のない体系的な支援制度の整備が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 母子家庭と同様に、自立に向けた支援の必要な父子家庭についても、経済的支援等を含む体系的な支援の整備充実を図ること。

12 公費負担による子ども・子育て、健康施策支援の恒久化について

国においては、現在、少子化対策や健康施策支援として公費負担の拡充がなされておりますが、これらは平成24年度までの措置とされているため、少子化対策の基本である安心して妊娠・出産ができる体制づくりや、国民の健康づくりを進める観点から、恒久的な対応が求められるものであります。

また、「脳脊髄液減少症」の治療法の早期確立・患者支援施策の充実などの対応も求められております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 少子化対策や健康施策支援などとして実施、定着している以下の事業については、一過性のものとすることなく、恒久化を図ること。
 - ① 妊婦健康診査の助成
 - ② 特定不妊治療費助成
 - ③ 女性特有のがん検診の助成
 - ④ 大腸がん検診、肝炎ウイルス検診の助成
 - ⑤ 安心こども基金

- 2 「脳脊髄液減少症」については、早期に診断基準を明らかにし、診断及び治療法を確立するとともに、患者負担軽減を図るため、保険適用するなど患者支援策を推進すること。

13 子宮頸がん予防ワクチン等の 定期予防接種化などについて

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種については、平成24年度においてもワクチン接種緊急促進事業として実施されることとなりましたが、女性や子どもを守る観点から恒久化をはかる必要性が高いものであります。

また、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎及び成人用肺炎球菌ワクチンによる感染症は、重度後遺症の発症頻度が高いほか、経済的負担の大きい任意接種であることから、この定期予防接種化も求められているところであります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成24年度までのワクチン接種緊急促進事業として行われている子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、早急に定期予防接種に位置づけるとともに、同事業と同様の財政措置を講じること。

また、子宮頸がん予防の必要性の普及啓発にあたっては、児童・生徒の理解が十分に得られるよう配慮すること。

- 2 定期予防接種化が必要とされている、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎及び成人用肺炎球菌ワクチンについては、早急にその推進を図るとともに、市町村の負担増に対する十分な財政措置を講じること。

- 3 不活化ポリオワクチン及び四種混合ワクチンへの移行に伴い、市町村の費用負担が大幅に増加するため、その費用に対する十分な財政措置を講じること。

14 発達障害の早期発見・早期療育体制の 充実について

発達障害は、個人により障害の症状、程度が様々であり、早期の発見・療育が必要で、診断には高度な専門性が必要とされます。しかし、現状においては診断が可能な施設や専門医が不足しており、発達障害の発見に時間がかかり、必要な支援が十分にできていない状況であります。

また、子ども発達支援センター等の支援施設においては、専門スタッフが不足し、十分な支援体制がとれていないのが実情であります。

国においては、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援体制整備事業等を推進しておりますが、専門医や保健師等の人材育成などを進め、早期発見・早期療育体制を充実・強化する必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 発達障害に係る診断・診療が早期に対応できるよう、小児科医・児童精神科医等の専門医の養成・確保を推進すること。

また、保護者等への適切な支援を行うため、保健師、保育士など発達障害に関わる職種の人材育成充実・強化するほか、必要な財政支援の充実を図ること。

15 障害者総合支援制度等の円滑な実施について

障害者自立支援制度にかわる「障害者総合支援法」が成立したところでありますが、障害者が将来にわたり、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、障害者の実態に即した持続的かつ安定的な制度の構築が重要であります。

特に、入・通所施設の新体系への再編及び対象となる障害の支給決定基準やサービス支給量などについては、制度の谷間を生じない制度設計が必要となります。

また、障害者に対する交通機関などの割引制度については、利用しやすい制度とすることが求められております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 障害者総合支援法の円滑な実施にあたっては、身体と知的の重複障害者（児）等の重度障害者の実態に即したサービスの充実や、安定的に利用できる環境整備を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、制度運用の構築にあたっては、市町村等の意見を十分に聞き、わかりやすい内容とするとともに速やかな情報提供を行うこと。

- 2 居宅介護等の訪問系サービスについては、国庫負担基準が実態に合っていないことから、実態に即した見直しを行うこと。

- 3 自治体が実施主体となつて行う地域生活支援事業については、障害者に対して適正な施策が継続して実施できるよう、事業実績に見合った確実な措置を講じること。
- 4 国土交通省が定める標準運送約款において、身体・知的障害者と同様に、精神障害者について割引制度を設けること。
- 5 障害者に対する有料道路通行料金割引に係る利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化を図ること。

16 就園奨励費の補助実績の引き上げについて

近年、女性の就業機会が増え、保育ニーズの急激な増加から全国的に待機児童の解消のための施策が取り進められている状況の下において、幼稚園での預かり保育の充実や認定こども園化など、その果たすべき役割は今後さらに大きくなるものと考えられます。

幼稚園就園奨励費補助金は、家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減に資するなどにより、幼稚園への就園促進が図られておりますが、必ずしも十分な補助実績になっていない現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 幼稚園教育の充実のため、市町村への就園奨励費補助金については、補助実績を1 / 3まで引き上げること。

17 国立大学法人運営費交付金の確保について

国立大学は、地域における「知の拠点」として、幅広い人材の育成など我が国の発展の基礎としての役割を果たしているほか、地域の経済・医療・教育・文化の振興に大きく貢献しており、その役割は一層重要なものとなっております。

とりわけ北海道の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続き、道内自治体の財政問題をはじめ、地域医療、地域格差の問題など、乗り越えなければならない難しい課題が山積しておりますが、今後、道内の国立大学が自治体と連携し、課題の解決に向けて果たす役割は極めて大きなものがあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方の国立大学にあっては、人材養成に加え、「知的創造拠点」として教育・文化・産業・医療の振興など、地域における様々な分野での役割を持続的に果たしていることから、運営費交付金のこれ以上の削減を行わないこと。
- 2 北海道の特性を活かした食料供給能力の強化、食の安全管理の推進、食に係わる高付加価値化など、地域資源を活かす研究開発を進めることに対し必要な運営費交付金を措置すること。

また、外部資金の確保の機会が少ない文化系教育系大学について十分な配慮をすること。

18 公立学校施設の整備促進について

児童生徒の急増期に建築した施設の老朽化や少子化に伴う学校の統廃合などにより、近年、公立学校施設の改修が必要となっている都市が増加している現状にあります。この施設整備(新增築・改築)については、国庫補助単価が実施単価を下まわる超過負担が恒常的に生じており、公立学校施設の整備の遅れと大きな財政負担が生じております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 学校施設整備事業における補助単価は、実施単価と比較し大きな乖離があるので、校舎等の施設の新増築、改築を計画的に推進できるよう、財政措置の拡充を図ること。

19 スポーツの振興について

体育・スポーツ施設は、地域の活性化や健康増進等に資するものであり、また、災害時には地域住民の避難場所になるなど重要な役割を果たしております。

しかし、近年、既存施設の老朽化が進行するとともに、耐震設計基準を満たさない施設については、その改築や耐震補強等の対策が急務となっておりますが、地方財政の逼迫している現状において、その整備が進んでいないのが実情であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方自治体が設置する体育・スポーツ施設については、スポーツの振興はもとより、その整備が計画的に推進できるよう、十分な財政措置を講じるとともに、災害時には避難場所になるなど地域において重要な役割を果たすことから、耐震補強事業等について必要な財政支援を講じること。

20 北海道観光の振興について

北海道においては、観光がリーディング産業として重要な役割を担っておりますが、外国人観光客については、昨年3月の東日本大震災の影響などから回復してきてはいるものの、長引く円高などの影響を受けている現状にあります。

観光産業は地域経済を支える大きな柱となることから、外国人観光客の呼び込みやリピーターの確保に向けては、北海道の安全性をアピールすることはもとより、様々なニーズに対応した満足度の高い魅力ある観光圏域の創造や滞在型観光地づくりに向け、制度の創設と体制の拡充が必要であります。

つきましては、北海道全体の国際化及び経済の活性化を促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 多彩な観光資源に恵まれた北海道を国際的にも通用する観光地とするため、必要な措置を講じること。

(1) 財政上、税制上又は金融上の特例的な措置の創設

① 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置の創設

② 特定免税店制度の創設

(2) 外国人の出入国に対応できるよう空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾においては需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

- (3) 中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ制限を更に緩和すること。

21 雇用対策について

北海道の地域経済においては、東日本大震災後の経済活動の低下から一部回復傾向がみられているところではありますが、原油価格の高止まりや冬場の電力不足に対する懸念などにより、引き続き厳しい経済環境が続くものと考えられます。

このような中で雇用対策としては、緊急雇用対策基金の活用、介護や医療等の分野における雇用創出や新卒者等の雇用奨励などが講じられておりますが、その環境は依然として厳しい状況にあります。

また、シルバー人材センターが地域における高齢者の就業機会の確保などで果している大きな役割に配慮することが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 雇用創出基金事業については、雇用対策として一定の効果を挙げているが、正規雇用につながるよう当該制度の拡充を含めた雇用創出効果の高い施策を講じるとともにその継続を図ること。

また、介護・医療・農林・環境等の分野における再就職・能力開発対策、建設労働者の雇用の確保対策を着実に推進し、雇用の維持を図ること。

- 2 新卒者の就職状況が極めて厳しいなか、高卒・大卒就職ジョブサポーターや新卒応援ハローワークなどの就職支援策を着実に実行し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにすること。

- 3 地域若者サポートステーション事業は、ニート等の若者の職業的自立支援として、道内6箇所で開催されているが、その機能が十分発揮できるよう、受託団体への事業費の確保を図ること。
- 4 経済関係団体および事業者等に対し、雇用の維持・確保、内定取消しの防止などについて指導・要請の徹底を図ること。
- 5 季節労働者対策を進めるため、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。
また、特例一時金については40日の暫定措置を堅持すること。
- 6 職業能力開発促進センターについては、特に厳しい北海道の雇用情勢の中で、再就職促進・人材育成など地域に大きく貢献していることを十分に考慮し、引き続き、国の責任においてその機能を維持すること。
- 7 シルバー人材センターは、事業仕分けによる援助事業費の削減により、事業運営に大きな影響を受けているが、地域における高齢者の就業機会の確保などで大きな役割を果たしている同センターの機能が十分発揮できるよう財政支援の充実を図ること。

22 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充について

北海道においては地域経済の活性化が大きな課題となっており、企業誘致に向け、多くの市が力を注いでいるところであります。なかでも企業誘致を支援している企業立地促進法の指定は、19の地域で受けているところであります。

誘致にあたっては、製造業や情報関連産業などの業種から、機械・装置等の投資額が大きな負担となっており、地方自治体による支援措置の拡充に対する要望が強く寄せられております。

また、国内企業が厳しい国際競争を勝ち抜くためには、支援措置をより一層強化することが大きな課題となっております。

つきましては、企業立地促進のため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地域への企業立地を促進するため、製造業や情報関連産業などの業種における機械・装置など地方税法で定める償却資産を企業立地促進法に基づく地方交付税の減収補填措置の対象とすること。
- 2 円高など国内企業の厳しい経営環境を考慮し、平成25年4月1日以降において同意された企業立地計画により立地した企業等の対象施設についても、引き続き地方交付税による減収補填措置の対象とすること。

23 中小企業の人材育成について

179市町村を有する北海道にあって、中小企業研修機関としては、中小企業大学校旭川校が唯一のものであり、中小企業の人材育成に大きな役割を果たしているところであります。

旭川校は北海道全域から中小企業の経営者・後継者等を受入れ、経営管理や生産管理など中小企業が抱える高度な経営課題について実践的な研修が行われています。

国の「公共サービス改革方針」により、平成23年度から全国の中小企業大学校において市場化テストが導入されております。

北海道内では民間の適当な研修機関が存在しないことや、自治体での受け入れについても財政面やノウハウ等から困難な状況にあり、これまでの運営形態を存続した上で、北海道内中小企業の経営基盤強化を図る必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 中小企業大学校旭川校は、中小企業の経営力や競争力の向上のための人材育成に資する北海道唯一の研修機関であることから、中小企業基本法における国の責務として、引き続き、国や独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営主体となって実施すること。

24 中小企業者に対する金融支援措置の継続について

北海道の地域経済は、東日本大震災の影響や円高等により、依然として厳しく、道内中小企業の経営は、予断を許さない状況にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 震災や円高の影響などにより、中小企業の経営は予断を許さない状況であることから、平成 24 年度中までとされている現行のセーフティネット保証制度や中小企業金融円滑化法を継続し、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

25 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業の 推進について

平成24年度から実施されている「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」については、これまでも、海外産炭国の技術者の受け入れや国内技術者の海外派遣などにより、関係国から高い評価を受けてきているところであります。

また、将来に向けた様々なエネルギーの確保の観点からも、この事業を長期的に継続することが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします

記

- 1 我が国における石炭エネルギー資源の安定供給確保に資するため実施されている「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」を確実に推進するため、財源の安定的確保と事業の長期継続を図ること。

26 農業の振興について

北海道の農業は、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、生産性の高い専門的な経営を主体に、我が国における安全・安心な食料の安定供給や国土・環境の保全などの面で重要な役割を果たすとともに、北海道経済・社会を支える地域の基幹産業として発展してきました。

しかしながら、近年は、高齢化の進行や農家戸数の減少、消費者の食の安全に関する関心の高まり、生産資材の価格高騰など、その経営環境は非常に厳しい現状にあります。

北海道の農業・農村が今後も持続的に発展し、国民への安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上に一層貢献していくためには、後継者の育成、農業生産基盤などの整備、生産資材などの価格高騰対策を継続かつ安定的に実施することが不可欠であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤整備の実施については、引き続き必要な予算枠を確保するとともに、地域の創意工夫を活かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討し、地元負担の軽減について配慮すること。
- 2 生乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など、畜産・酪農を取り巻く環境が厳しい状況が続くなか、配合飼料の価格安定対策や自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営への支援など、抜本的な経営安定対策を推進すること。

- 3 世界各国での情勢不安などによる原油価格の高騰は、農業生産活動に深刻な影響を及ぼすことから、必要な資材の価格安定対策として、燃料費や肥料費の増加分に着目した支援など、経営環境の変化に柔軟に対応した対策を講じること。
- 4 環境保全型農業直接支払交付金については、北海道内の水稻栽培に関して冬期湛水管理、有機農業等に限定され、交付要件を満たすことが非常に困難であることから、浅耕無代かき栽培など地域特認要件をさらに拡大し、より取り組みやすい事業とすること。
- 5 青年就農給付金（経営開始型）については、給付要件を満たした人全員が受給できるよう、十分な予算を確保すること。
- 6 「ふるさと農道緊急整備事業」については、平成24年度が第4期対策期間（平成20～24年度）の最終年次であるが、北海道においては、農村地域の道路は産業基盤だけでなく、生活環境の基盤としても重要な役割を担っていることから、平成25年度以降においても事業の継続が図られるよう、所要の予算措置を講じること。

27 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について

北海道の農業は、我が国最大の食料供給地域として、生産性の高い大規模で専門的な経営を主体に良質な農産物の安定供給を進め、国内の食料自給率の向上に寄与しております。また、食品加工や流通、観光などの多くの産業とも密接に結びつき、北海道経済・社会を支える地域の重要な基幹産業としても大きな役割を果たしております。

今般の関税撤廃を原則とする環太平洋連携協定（ＴＰＰ）への参加問題については、賛否様々な意見が出されているところですが、北海道においては地域の将来の帰趨を左右するともいえる極めて重大な問題であり、持続可能な力強い農業を確立するための実効性のある対策を明らかにした上で、広く国民的議論を尽くすことが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 TPPについては、北海道の基幹産業である農林水産業のみならず各産業分野、さらには、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、正確な情報を把握し、我が国に与える影響を総合的に分析した上で、そのメリット・デメリット等を明らかにすること。
- 2 TPPが国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全・安定供給、食料自給率向上に向けた持続可能な農業を確立するため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」などで示されている安定財源の確保など、実効性のある対策を明らかにし、その上で広く国民的議論を尽くすこと。

- 3 関税が撤廃された場合、特に大きな影響を受ける、米や小麦、でん粉、てん菜、牛肉、乳製品などの重要品目を多く抱える北海道農業に対して、将来にわたって継続した営農ができ得る対策が示され、道民合意がなされない限り、交渉への参加を決して行わないこと。

28 戸別所得補償制度の推進について

農業者への戸別所得補償制度については、平成23年度から水田における作物に加え、麦・大豆等の畑作物にも対象を広げて本格実施されておりますが、今後においても地域農業の特性や実情を反映した制度とするとともに、生産性や品質の向上等への努力が報われ、食料の安定的供給や生産者の所得の安定、生産意欲の維持向上に資するためには、法制化を図る必要があります。

また、酪農・畜産についても、北海道への生乳生産依存が年々高まるなど食料の安定供給に大きな役割を果たしていることから、生産コストの急激な上昇や販売価格の下落に対応できる制度設計が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 戸別所得補償制度の実施にあたっては、生産者及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、北海道農業の特性や実情の反映等の検証を十分に行い、食料自給率の向上をはじめ、生産者の所得の安定、生産意欲の維持向上など、真に農業者の経営安定に資するものとする事。

また、農業者が将来にわたって安心して営農ができるよう、この制度の安定的かつ継続的な実施に向け、法制化を図ること。

- 2 戦略的作物と位置付けされた「なたね」については、今後全国的な作付面積の拡大が見込まれ、様々な病害虫の発生が危惧されることから、小麦や大豆などと同様に農薬登録を国の事業として実施すること。

- 3 今後の酪農・畜産の所得補償制度の検討にあたっては、北海道が担っている全国的な需給調整機能などを踏まえ、有効な制度とすること。

29 林業の振興について

森林は、国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有していることから、健全な森林の維持管理が強く求められています。

このような中で我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める豊かな北海道の森林は、重要な役割を果たしております。

豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、森林・林業基本計画を着実に推進し、長期的な視野に立った適切な森林の管理を通じて、多面的機能の発揮を促進する具体的施策が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

30 水資源の保全について

北海道の有する豊かな水資源は、生活環境の形成や農業の発展、水産資源の維持に大きく貢献しており、水源を涵養する森林は将来にわたって引き継いでいかなければならない貴重な財産であります。

近年、北海道においても、海外資本等による森林の取得が進んでいる実態が明らかとなっており、水源地域等の森林の売買に対して「北海道水資源の保全に関する条例」が施行されたところでありますが、水資源の保全を確実にを行うためには、さらに国における制度構築が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地の売買に関する新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

31 水産業の振興について

水産業は、食料の確保、特に良質蛋白資源の確保という観点から、我が国にとって極めて重要な産業の一つであります。

現在、世界的に水産物に対する需要が高い状況にありますが、北海道では水産資源の回復・拡充、漁業就労者の減少・高齢化、さらには輸出入環境の大きな変化への対応など、解決しなければならない多くの課題を抱えております。

また、近年のロシアにおける漁業資源管理体制は極めて厳しいものがあり、北海道の漁業に深刻な影響を与えております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 水産基本法に則り、漁業及び関連産業の経営安定対策を充実すること。
また、安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。
- 2 国際貿易交渉にあたっては、次の対策を講じること。
 - (1) コンプをはじめ主要品目に係る現行輸入割当制度を堅持すること。
 - (2) 水産物に係る現行関税水準を堅持すること。
- 3 ロシア漁業資源管理体制に対応するため、対ロシア漁業外交を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する側面的支援を強化すること。

4 産業廃棄物である漁業系廃棄物の処理対策及び資源化に関する調査
研究の推進と事業化を促進すること。

32 海獣との共存に向けた漁業被害に対する 新たな補償制度の創設について

北海道沿岸においては、ここ十数年トド・アザラシなどの海獣によって、膨大な漁業被害が発生しており、特に小規模沿岸漁業が多い日本海沿岸地域の自治体にとっては、漁業社会の存続が危ぶまれるほどの打撃となっております。

また、海獣による漁業被害が急激に増加しているところですが、トド・アザラシなどは絶滅危惧種の保護動物に指定されていることから、本格的な駆除対策を取ることができない状況にあります。

これまでも国の補助制度などを活用して、生態調査や追払いなどを実施してきたところではありますが、漁業被害の防止と絶滅危惧動物の保護との均衡ある施策を見いだせない状況であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 トドやアザラシなどの海獣により増大する漁業被害については、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

33 エゾシカによる被害対策について

近年、北海道におけるエゾシカの増加に伴い、被害地域も道内全域に広がってきており、農作物等への被害も著しく増加しているため、この対策には広域的な施策が必要であります。

また、エゾシカによる農業被害の防止や個体数の調整においては、出産時期を迎える前の4月と5月の対策が有効とされております。

つきましては、次の事項についてさらに適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地域におけるエゾシカの被害対策を強化するため、「鳥獣被害防止総合対策」の推進に必要な予算を確保するほか、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく対策を効果的に実施するため、夜間の猟銃使用を可能とするなど、市町村の計画する事業内容について、弾力的な運用ができるよう必要な対策を講じるとともに、効果が高い4月と5月の被害対策に取り組めるよう、これら事業の早期着手を可能とすること。
- 2 エゾシカの捕獲事業については、広域的な事業の実施が効果的であることから、これらの調整を行う実施主体となる地方自治体に対する財政支援を拡充すること。

34 北海道の開発行政のあり方について

北海道は、ゆとりある広大な土地と豊かな自然に囲まれ、この地域特性を生かした観光の振興とともに、我が国最大の食料供給地域としての役割を担っております。また、同時にITやバイオなどの先端産業の発展に大きく貢献しているところでもあります。

今後においても、北海道がそのポテンシャルを活かし、我が国の成長にさらに貢献し、北海道各地域の均衡ある発展を実現していくためには、将来に向けた社会資本の整備を計画的かつ着実に進めていかなければなりません。

つきましては、北海道の自立型経済を確立し、国土の発展を促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう要請いたします。

記

- 1 地域の自主性及び自立性を高める観点から、将来に向けた二重行政の解消を進めるべきものであるが、改革にあたっては、地域の声を十分に聞くとともに、一定の移行期間を設けるほか、地域が疲弊することのないよう十分な機能を残すこと。

その際、今後の北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

- 2 北海道がわが国の課題解決に貢献するためには、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

35 北海道新幹線の建設促進について

北海道新幹線（新青森・札幌間）は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、「北の大地 北海道」が、その個性を生かし、活力と魅力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

また、東北、北関東、首都圏との文化・経済交流の促進や新産業の創出等、北海道の様々な産業分野へ波及効果をもたらし、北海道の活性化に極めて大きな役割を果たすものであります。

平成27年度中の新函館（仮称）までの開業により、いよいよ北海道新幹線が北の大地に第一歩を標すこととなりますが、新青森・新函館（仮称）間の早期開業はもとより、その効果が最大限に発揮される札幌までの延伸は、道民の長年の悲願であります。

つきましては、次の事項について特段のご配慮をいただきますよう強く要請いたします。

記

- 1 新函館（仮称）・札幌間の一日も早い着工と早期完成を図ること。
- 2 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決及び新青森・新函館（仮称）間の早期開業を図ること。
- 3 幅広い観点での建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

36 高規格幹線道路網をはじめとする 道路整備の促進について

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで中長期的な視点に立ち、体系的かつ計画的に整備されるべきものであります。

北海道は国土の22%という広大な面積を有し、190万都市札幌を擁する道央圏域を中心に100km以上の間隔をおいて、国内の他地域では県庁所在地に匹敵する都市を核にした6圏域が、それぞれ独自の生活経済圏域を形成しております。

このようなことから、北海道内において地域振興や社会経済活動の活性化を図るためには、各圏域間を連携する高規格幹線道路をはじめとした、各種道路の一層の整備促進が極めて重要な課題であります。

現在、北海道における高規格幹線道路の整備は計画路線の約50%にとどまり、札幌を中心とする道央圏を除いては、いまだネットワーク化が図られておらず、その効果が十分に発揮されていない現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。
 - (1) 着手している区間の早期完成を図ること。
 - (2) 新直轄方式区間のうち、抜本的見直し区間を早期に着手すること。
 - (3) 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

- 2 一般国道自動車専用道路整備の重点化・効率化を図ること。
- 3 地域高規格道路の整備促進を図ること。
- 4 一般国道の整備促進を図ること。
- 5 道路の中期計画（北海道版）を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が真に必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。
- 6 地方の財政負担軽減に資する「地方道路整備臨時貸付金制度」の維持・拡充を図ること。

37 治水事業等の整備促進について

北海道は広大な面積を有し、しかも大雨・豪雪・地震及び火山噴火などの自然災害が多いことから住民の生命と財産を守り、経済活動と生活基盤を確保するため、治水事業等の整備促進は必要不可欠であります。

これまでも、台風や地震により人命、財産はもとより、経済活動及び道民生活に極めて大きな被害が出ております。

このため、安全で活力ある国土基盤及び地域生活基盤の形成に向けた治水事業等を一層促進する必要がありますので、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 大雨、地震などの自然災害に備え、河川事業、砂防事業等について積極的に整備を進めること。

特に、現行の河川整備計画に基づく事業を円滑に推進すること。

- 2 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

38 港湾施設の整備促進等について

各港湾は、船舶による大量かつ低コストでの交通運輸の拠点として農畜産物の大量輸送、工業製品等の効率的な輸移出入、観光拠点として人と物の交流、さらには大規模災害時における防災機能の発揮など極めて重要な役割を果たしております。

また、経済のグローバル化により、今後、ますます拡大する国際貿易や国内物流において、我が国の物流拠点や備蓄基地を整備していく必要があります。特に地震多発地帯である北海道の港湾においては、耐震強化岸壁の整備を早急に進める必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道の国際的な経済連携を促進するため、海上コンテナや大型クルーズ客船などに対応する港湾機能の高度化を図ること。
- 2 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。
- 3 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・岸壁等の維持管理について、国の支援のさらなる充実を図ること。

39 空港の整備促進と運営について

北海道は、首都圏や関西圏から遠隔の地にあることから長距離を短時間で結ぶ航空交通は、人的交流や物流の拡大、さらには観光振興においても道内各空港の整備は欠くことのできない重要な基盤整備であります。

特に、新千歳空港については、国内の基幹空港として、また北海道における最大の空の玄関口として重要な役割を果たしており、今後一層の国際化を図るため、滑走路延長などの機能充実を図る必要があります。

また、空港運営を民間委託するための法案が提出されておりますが、その導入にあたっては、国の考え方などを早期に明らかにするとともに、地域経済や周辺住民の事情に配慮し、関係自治体の意見を十分聞く必要があります。

つきましては、空港の一層の活用をはかり北海道の自立型経済を発展させるため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。
- 2 新千歳空港は、長距離国際路線の安定就航が可能な空港となるよう滑走路延長等、空港機能の一層の強化を図っていくこと。

3 道内における空港は、広大な地域を支える拠点として道民の安全な生活を支えているので、空港運営の民営化導入にあたっては、国の考え方や具体的な検討スケジュールなどを早期に明らかにするとともに、地域経済や周辺住民に与える影響が大きいことから、関係する自治体の意見を十分聞くこと。

40 水道施設の地震対策等に対する 財政支援の拡充について

近年頻発している地震災害等から市民生活を守るには、重要なライフラインである水道施設の耐震化や老朽管の早期更新は欠かせないものがあります。

しかし、広大な土地を有する北海道においては、水道管の延長が長いほか、水道管耐震化等の事業の補助対象外である塩化ビニル支管や鋼管を多く使用しているため、水道管の耐震化、老朽管の更新が進んでおりません。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 市民の重要なライフラインである水道施設の耐震化を進めるため、水道管耐震化事業における補助対象を全ての管種に拡充するとともに、配水本管のみならず一定口径以上の配水支管を加えること。

41 東日本大震災支援自治体に対する 財政措置について

東日本大震災では、多くの人命と財産が奪われるなど、東北地方を中心に広範囲に甚大な被害をもたらし、加えて福島第一原子力発電所の事故により、今なお全国各地に避難している被災者は30万人を超える状況にあります。

このような現状を踏まえると、避難者の受入など被災者や被災地を支援する自治体に対しては、十分な財政措置を講じることが必要であります。

つきましては、次の事項について、既存制度の枠組みにとらわれることなく、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

記

- 1 中長期の職員派遣など被災地を支援する自治体に対しては、自主的に災害支援を行っている自治体を含め、これに要する費用について、実態に即した十分な財政措置を講じること。
- 2 避難を余儀なくされている住民を受け入れている自治体に対しては、公営住宅の提供、民間住宅の借上げ、生活用品の提供など、受け入れに要する費用について、地域の実態を確実に把握した上で十分な財政措置を講じること。

42 防災対策の強化について

東日本大震災による巨大地震と大津波は、これまでの防災対策の想定をはるかに超えた大規模災害であり、東北地方をはじめとし、広範囲に甚大な被害をもたらしました。

今後も大規模地震や津波の発生が想定されるなか、地方自治体においては、国の防災計画の見直しに合わせ、新たな地域防災計画を策定し、災害に強く住民が安心できる、様々な対策を早急かつ継続的に実施する必要があります。

つきましては、次の事項について、既存制度の枠組みにとらわれることなく、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

記

- 1 道路、上下水道等のライフライン施設の耐震化や資器材の備蓄をはじめとした防災機能の高度化を推進するとともに、災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設の耐震化などをさらに促進するため、緊急防災・減災事業の継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
- 2 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- 3 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

4 災害情報の伝達等に重要な消防救急無線のデジタル化については、多額の費用を要することから、移行期限の平成28年5月までに整備が終了できるよう、国の責任において、平成23年度第3次補正予算で創設された消防防災通信基盤施設整備費補助金と同等の補助制度の創設、地方債充当率及び交付税算入率の引上げなど、財政措置を講じること。

また、平成23年度に3か年の事業実施期間を見込んで着手した先行モデルケース事業に対しても、同様の財政措置を講じること。

5 地域における防災・減災対策を強化するため、JR路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、災害時要援護者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の充実を図ること。

43 エネルギー政策の確立と原子力発電所への 対応について

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所における事故は、国民の生活、地域経済、環境に対し、甚大な被害を与えるものとなりました。

この原子力発電所事故の教訓を踏まえ、将来的には原子力に過度に依存することのないよう、再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むなど、エネルギー政策のあり方を早急に見直すとともに、原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるほか、風評被害の払拭に向けた取り組みなどを充実・強化する必要があります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された、大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

つきましては、次の事項について、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

記

【エネルギー政策の確立】

- 1 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- 2 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。

- 3 再生可能エネルギーの普及促進には、発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地を送電する発電事業者においては、費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるような仕組みを構築すること。
- 4 北海道が有する豊富な石炭資源について、石炭地下ガス化や石炭層メタンガスの利用など、クリーンエネルギー化による有効活用を国のエネルギー政策の重点事項の一つとして位置づけ、石炭エネルギー関連研究施設を設置するなど積極的な推進を図ること。

【原子力発電所への対応】

- 5 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- 6 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で 23 キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。また、国においては、現在、原子力規制委員会が新たな安全審査基準の検討を行っているところである。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。
- 7 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」の拡大や新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。
- 8 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

- 9 米・野菜、食肉、牛乳、魚などの放射性物質による汚染については、食の安全・安心を確保するため、検査体制を確立し、汚染された食品等を流通ルートに乗せない仕組みを構築するとともに、消費者に対する相談体制や体内被ばく検査体制の充実を図ること。

- 10 観光地や農畜水産物、工業製品等に対する根拠のない連鎖的な風評被害が生じないよう、引き続き正確な情報と分かりやすい広報を国内外に迅速かつ積極的に行うこと。

- 11 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。

44 北方領土の早期返還について

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方四島の返還実現は、元島民はもとより全国民の多年にわたる悲願であります。

そうしたなか、本年9月にウラジオストクにおいて、プーチンロシア大統領との間で日露首脳会談が行われ、野田総理から静かで建設的な環境の下、双方にとって受入可能な解決策を見つけるべく、首脳、外相、次官級で議論を続けていくことを提案したことから、今後の外交交渉の進展を期待するものであります。

また、返還要求運動の中心を担ってきた元島民の高齢化も進んでいることから、一刻も早い領土返還に向けた戦略的環境づくりのための事業等を推進することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- 2 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- 3 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- 4 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形で北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。

5 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

45 北海道の自衛隊の体制堅持・拡充について

北海道は、わが国の防衛戦略上重要な位置付けがなされ、国の防衛や災害時の派遣など地域の安全と安心、さらには国際的な安全保障環境の構築に大きな役割を果たしております。

また、東日本大震災においては、北海道内の駐屯地、基地からも多くの自衛隊員が現地に派遣され、過酷な状況のなかで懸命な救助・支援活動が行われたところであります。

したがって、自衛隊の体制については、これまで北海道が果たしてきた国の防衛や国際協力等への積極的な支援・協力のほか、特に大規模災害への対応状況や、地域経済とまちづくりへの影響などにも十分配慮し、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、現行の北海道の自衛隊の体制を堅持すること。

また、東日本大震災における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制の拡充を図ること。

46 新たな情報通信技術戦略の推進について

国における情報通信技術の推進に関しては、これまで e-Japan 戦略など様々な事業が打ち出されてきており、情報通信のネットワークは、他の公共基盤と同様、産業・社会全般にとって不可欠な活動基盤となっています。

広大な面積を有する北海道では、特に過疎地域などエリアカバーが低水準の地域も多く、現状では必ずしも十分な成果が得られていないことから、光ファイバーによる基盤整備等を通じて、地域の安全・安心の確保、産業の活性化、地域振興などの推進を図る必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 新たな情報通信技術戦略の推進にあたっては、条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や未整備であるブロードバンド環境等の情報通信基盤について、ユニバーサルサービス制度の位置づけとし、市町村の負担を求めることなく、基盤整備を図ること。
- 2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、通信事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。

47 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について

平成23年7月にアナログ放送から地上デジタル放送へ移行しましたが、地方自治体等においては、引き続きアナログ中継局の撤去などが必要な状況にあります。

また、放送法の改正により、平成25年10月末までにテレビ中継施設の停電対策を施さなければなりません。その整備には多額の費用が必要となります。

つきましては、北海道は広大な面積を有することから、対応箇所が多数に及ぶため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 地上デジタル放送移行後の対応について

- (1) 地上デジタル放送対応後に新たに必要となる電柱共架料等の維持管理経費について、新たな支援制度を創設するなど、住民の負担軽減を図るための仕組みを構築すること。
- (2) 従来 of 難視聴地域において自治体等が所有しているアナログ放送設備・施設の廃棄に際し、必要な財政措置を講じること。

2 テレビ中継施設の停電対策について

- (1) 停電対策に伴う放送設備の整備については、無線システム普及支援事業費等補助金と同等の支援制度を創設するなど、十分な財政措置を講じること。

48 消防救急無線のデジタル化について

国は救急通信の高度化や電波の有効活用を推進するため、平成28年5月末までに消防救急無線のデジタル化を求めているところでありますが、この整備には多額の費用が必要であり、厳しい財政状況が続く市町村にとって大きな負担となっております。

つきましては、消防救急無線のデジタル化を円滑に推進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 消防救急無線のデジタル化に伴う整備については、多額の費用がかかることから、国の責任において、平成23年度第3次補正予算で創設された消防防災通信基盤施設整備費補助金と同等の補助制度の創設、地方債充当率及び交付税算入率の引上げなど、財政措置を講じること。

また、平成23年度に3か年の事業実施期間を見込んで着手した先行モデルケース事業に対しても、同様の財政措置を講じること。

49 循環型社会構築の推進について

「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル対策関連法が順次施行されたことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への移行を目指した仕組みが導入され、各都市は良好な環境保全に向けた廃棄物行政の担い手として、極めて重要な役割を果たしているところであります。

このようななかにあって、家電製品をはじめとする不法投棄が依然として後を絶たず、処理費用が市町村の財政を圧迫するなど、制度上の問題も含めて大きな課題が残っております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 「容器包装リサイクル法」については、拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の更なる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者の負担とすること。

また、上記費用が事業者の負担となるまでの間、市町村の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じること。

2 「家電リサイクル法」で回収が義務付けられた対象品目の不法投棄が頻発していることから、これらの処理費用については、国の責任において抜本的対策を講じるとともに、製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制の導入など、不法投棄防止のための適切な制度の改善を行うこと。

50 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について

PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、全国5か所の広域処理施設での処理体制が整備され、平成28年7月までに処理を行うこととされております。

しかし、今後処理する予定の安定器や小型電気機器などのPCB廃棄物の処理については、国の財政措置がなく、処理単価も高いため多額の費用が必要となります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 自治体が保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、平成28年までの処理が義務づけられているが、今後処理するものについては、処理単価が高く大幅な費用の増加が見込まれるため適切な財政措置を講じること。

51 管理放棄された住宅等への対策について

高齢化や人口減少などに伴い、管理放棄された住宅等が年々増加しており、防犯や景観に悪影響を及ぼしている状況にあります。

また、特に北海道においては、大雪のために倒壊する例が数多くみられ、周辺環境の悪化や近隣住民への被害も発生しているところであります。

これらを防止するためには、各種の調査や住宅等の除去を行う必要がありますが、長い期間と多くの費用がかかっている実状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 管理放棄された住宅や倉庫等については、防災や防犯、景観、土地利用の促進等の観点から、地方自治体が解体撤去等を弾力的に対応できるよう法整備を行うとともに、その費用についての財政措置の拡充を図ること。

52 環境モデル都市の拡充について

地球温暖化対策は、国や地方、そして官民を問わず取り組んでいかななくてはならない喫緊の課題であります。

このため国においては、環境モデル都市の選定などを通じ、先駆的な取組みに対し支援を行っているところでありますが、さらに低炭素型の都市・地域づくりを進めるため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 低炭素社会を目指す「環境モデル都市」の取組みの確実な推進に向けて、更なる選定の拡大を行うとともに、各種支援事業における環境モデル都市の優先的採択など支援の拡充を行うこと。

53 地方消費者行政の推進について

国においては、消費生活相談の充実に向けて、平成 21 年度から地方消費者行政活性化基金の造成などにより、地方自治体が行う消費生活センターの設置、相談員のレベルアップ等の取組が行われているところがあります。

今後においても、地方消費者行政の更なる充実を図るため、恒久的な措置を講じていくことが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 消費生活相談体制の整備、相談員の人材育成など、地方における消費者行政の充実・強化を図るため、地方消費者行政活性化基金の継続など必要な財政措置を講じること。

